

皇學館大学における公的研究費の使用に係る コンプライアンス教育・研究倫理教育の実施計画について

令和7年4月16日

皇學館大学においては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(令和3年2月1日改正文部科学大臣決定)及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)を踏まえ、コンプライアンス教育・研究倫理教育を定期的に実施していくこととする。

1. コンプライアンス教育・研究倫理教育の実施について

コンプライアンス教育・研究倫理教育の対象者

公的研究費の運営管理に関わる下記の構成員を対象とする。

- ①常勤教員(以下、研究者という。)
- ②研究支援に携わる職員(以下、職員という。)
- ③大学院生
- ④公的研究費に関する研究に携わる学部生(以下、学部生という。)
- ⑤上記①～④以外で、研究費又は本学の施設もしくは設備を利用して研究活動を行う者

2. 実施体制・実施方法

コンプライアンス推進責任者(各学部長、各研究科長、附属図書館長、教育開発センター長、研究開発推進センター長、財務部長)は、各部局におけるコンプライアンス教育の実施及び受講状況の把握を行い、統括管理責任(事務局長)へ報告する。コンプライアンス推進副責任者(各学科主任)は各学科において、コンプライアンス推進責任者とともに、対象者への受講を管理・把握する。研究倫理教育責任者(コンプライアンス推進責任者)は組織を挙げて、広く研究活動を行う者を対象として研究倫理教育を定期的に実施することとし、任務はコンプライアンス推進責任者が兼ねる。

3. コンプライアンス教育・研究倫理教育の実施時期、回数

公的研究費の使用に係るコンプライアンス教育・研究倫理教育・啓発活動について、不正を起こさせない組織風土の形成のために、四半期に1回程度実施する。

(1)研修会

《研究者》

- ・毎年6月、9月、12月、2月の四半期に1回を目途に計4回程度実施する。(研究倫理に関するFD・SD研修会も含む)
- ・外部講師による研修を、平成27年度を基準に4年に1回実施する(次回は令和9年度に実施)。

《職員》

- ・外部講師による研修を、平成27年度を基準に4年に1回実施する(次回は令和9年度に実施)。

(2)eラーニング教材

《研究者》

- ・平成27年度を基準に4年に1回、全員受講を義務付ける(新たに着任した研究者は、着任年度内に1回受講する)。

《職員》

- ・平成27年度を基準に4年に1回、全員受講を義務付ける(新たに配属された職員は、配属年度内に1回受講する)。

《大学院生》

- ・入学時に1回、ただし、必要に応じて修了までに複数回受講させる。
- ・博士前期課程(修士課程)修了後、博士後期課程へ入学する場合は再度受講させる。
- ・修学指導時に研究倫理教育資料「皇學館大学で学ぶ皆さんへ」を配付説明し、基本的な研究倫理教育を実施する。
- ・指導教員より大学院生に対して研究公正に関する(先行研究等からの引用の適切性、研究・実験ノートの確認)指導を行う。

(3) その他

《学部生ほか》

- ・修学指導時に研究倫理教育資料「皇學館大学で学ぶ皆さんへ」を配付し、指導教員より基本的な研究倫理教育を実施する。
- ・指導教員より学部生等に対して研究公正に関する（先行研究等からの引用の適切性、研究・実験ノートの確認）指導を行う。
- ・雇用管理者は、アルバイト学部生等の勤務報告内容を確認し、「勤務報告書」の提出を求める。

4. コンプライアンス教育・研究倫理教育の内容

文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研修会、及びコンプライアンス教育・研究倫理教育用eラーニング教材等を学習する。

※eラーニング教材については、日本学術振興会が提供する「eL CoRE」を利用する。

5. コンプライアンス教育・研究倫理教育未受講者に対する方策

- ・コンプライアンス推進副責任者及び研究倫理教育責任者は、未受講者に対して随時個別に受講するよう指導をする。
- また、外部講師による研修についても、受講期限を設定し、必ず受講するよう指導をする。

6. コンプライアンス教育・研究倫理教育の受講管理及び理解度把握について

- ・研修会についてはコンプライアンス教育・研究倫理教育終了後に、理解度確認テストにて内容を理解したことを確認する。
- ・eラーニング教材については、修了証の発行をもって十分に理解したものとみなす。

7. コンプライアンス教育・研究倫理教育の理解度が低い受講者に対する方策

eラーニング教材を再度受講させる、あるいは個別に補足の説明を行う。

8. その他

- ・受講については、少なくとも平成27年度を基準に4年に1回受講することとするが、必要に応じて自主的に受講を希望することができる。
- ・コンプライアンス教育・研究倫理教育に係るガイドライン等が新たに策定または改正された場合は、対象者に対してその都度速やかに実施する。

9. 学内関係規程等

- ・皇學館大学研究倫理規程
- ・皇學館大学「人を対象とする研究」倫理規程
- ・皇學館大学における外部研究資金の不正使用防止等に関する規程
- ・皇學館大学での研究活動における不正行為防止等に関する規程
- ・学校法人皇學館研究費規程
- ・皇學館大学外部研究資金取扱規程
- ・外部研究資金の経理事務取扱に関する内規
- ・学校法人皇學館内部監査規程